

## 平成25年第3回鮫川村議会定例会会議録目次

### 第1号 (6月5日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸般の報告	4
村長挨拶	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
一般質問	7
宗田雅之君	7
前田武久君	14
関根政雄君	26
報告第2号～報告第4号の上程、説明、質疑	40
議案第53号、議案第54号の上程、説明、質疑、採決	41
議案第55号～議案第59号の上程、説明	43
議案第60号～議案第63号の上程、説明	45
散会の宣告	50

### 第2号 (6月7日)

議事日程	51
本日の会議に付した事件	52
出席議員	52

欠席議員	5 2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 2
職務のため出席した者の職氏名	5 2
開議の宣告	5 3
議事日程の報告	5 3
諸般の報告	5 3
議案第 5 5 号～議案第 5 9 号の質疑、討論、採決	5 3
議案第 6 0 号～議案第 6 2 号の質疑、討論、採決	5 5
議案第 6 3 号の質疑、討論、採決	5 6
議員の派遣について	5 6
陳情について	5 7
日程の追加	5 8
発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
閉会中の継続審査申し出について	5 9
閉会の宣告	6 0
署名議員	6 1

第 3 回 定 例 村 議 会

( 第 1 号 )

## 平成25年第3回鮫川村議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成25年6月5日(水曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について  
提案理由説明・質疑
- 日程第 5 報告第 3号 事故繰越し繰越計算書について  
提案理由説明・質疑
- 日程第 6 報告第 4号 白河地方土地開発公社の経営状況について  
提案理由説明・質疑
- 日程第 7 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて  
鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例  
提案理由説明・質疑・採決
- 日程第 8 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて  
平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)  
提案理由説明・質疑・採決
- 日程第 9 議案第55号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例  
提案理由説明
- 日程第10 議案第56号 鮫川村税条例の一部を改正する条例  
提案理由説明
- 日程第11 議案第57号 鮫川村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正す  
る条例  
提案理由説明
- 日程第12 議案第58号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第13 議案第59号 鮫川村国民健康保険高額医療費資金貸付条例の廃止

提案理由説明

日程第14 議案第60号 平成25年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）

提案理由説明

日程第15 議案第61号 平成25年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

日程第16 議案第62号 平成25年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

日程第17 議案第63号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更について

提案理由説明

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（11名）

1番	岡部	明君	2番	宗田	雅之君
3番	前田	雅秀君	6番	蛭田	武彦君
7番	星	一彌君	8番	関根	政雄君
9番	山形	郁夫君	10番	早川	正博君
11番	前田	武久君	12番	坂本	忠雄君
13番	前田	三郎君			

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂	勝弘君	副村長	白坂	利幸君
教育長	奥貫	洋君	総務課長	芳賀	亨君
企画調整課長	石井	哲君	住民福祉課長	鈴木	眞理子君

農林課長  
併任農業局長  
委員事務局  
教育課長

本郷秀季君  
小松毅君

地域整備課長  
近藤保弘君

---

職務のため出席した者の職氏名

議事局長

増谷隆夫

書記渡邊敬

---

◎開会の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は11人です。

定足数に達していますので、ただいまから平成25年第3回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

ここで、会議に先立ち、人事異動に伴い交代しました課長について紹介いたします。

農林課長併任農業委員会事務局長、本郷秀季君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（本郷秀季君） どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（前田三郎君） 教育課長、小松毅君。

○教育課長（小松 毅君） よろしくお願ひします。

○議長（前田三郎君） 以上であります。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

○議会事務局長（増谷隆夫） 諸般の報告をいたします。

議案第53号から議案第63号までの11議案及び報告第2号から報告第4号までの3件が村長より提出され、本日議長において受理しました。

本会議に村長及び教育委員会教育長、農業委員会事務局長に出席を求めました。

村監査委員より例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

受理しました陳情書、要望書は、配付してあります請願・陳情等文書表のとおりです。

次に、出張関係であります。

4月17日、東白川地方町村議会議長会定例会のため議長が棚倉町に、5月1日、平成25年

第2回白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会のため星一彌議員及び前田武久議員が白河市に、5月28日から29日、第38回町村議会議長・副議長研修会のため議長及び副議長が東京都に、6月3日、第63回地方植樹際のため議長が白河市にそれぞれ出張いたしました。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これで諸般の報告は終わります。

---

#### ◎村長挨拶

○議長（前田三郎君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

平成25年第3回鮫川村議会定例会の開催に当たり、全議員ご出席のもとにご審議いただきますことを厚く御礼申し上げます。

平成24年度の村税につきましては、組外分を除いて完納となり、全納税組合継続完納56カ年を達成することができました。随時分を除いて全行政区が3月中に完納いただきました。完納に向けてご協力いただきました区長さんを初め副区長さん、納税組長さん、そして全納税者の皆様に心から御礼を申し上げるところであります。

今月23日の日曜日に納税表彰式、そして組長会議を開催いたしますので、議員皆様方のご出席をお願いするところであります。

また、昨日、6月3日の日曜日です。宮城県仙台市の江陽グランドホテルにて総務省東北総合通信局から表彰を受賞いたしました。平成25年度電波の日、情報通信月間記念式典において、本村が村民のテレビ受信環境を確保するため関係機関と協力して積極的に対策に取り組み、地上デジタル放送の普及促進、そして難視聴地域の解消に多大な貢献をされたということで、県内では鮫川村だけの受賞でありました。こういった受賞も議員皆様方のご協力、ご支援があったからこそと心より感謝を申し上げ、ご報告を申し上げますところあります。

次に、地域の皆様方の心配を受けて2月から中断しておりました仮設焼却炉の設置工事がありますが、先月22日から再開されました。完成まで約6週間ということありますので、7月の初めには確認運転ということになる予定であります。この確認運転は監視員の皆様、地域の方々の立ち会いのもとに実施することになっておりますので、異常のないことを確認してから本格的な運転ということになります。また、焼却開始後も定期的に監視を行い、安

全を確認しながら焼却していくこととしております。放射性物質が含まれました濃リン酸物廃棄物の減容化を図り、そして住宅周辺の除染を進めていくためには、どうしてもこの減容化のための焼却炉の施設が必要でありますので、安全確認等ご協力をお願いするところであります。

さて、今定例会でご審議いただく議案についてであります。報告案件が3件、専決処分の承認を求める議案が2件、条例議案が5件、そして平成25年度会計補正予算、一般会計と2つの特別会計あわせて3議案、その他の議案が1件、合計11議案と3件の報告案件であります。十分にご審議をいただき原案にご賛同いただきますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議長（前田三郎君） これで村長の発言が終わりました。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

8番 関根政雄君 及び

9番 山形郁夫君

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（前田三郎君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり議会運営委員会が開かれております。その結果について議会運営委員会委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長、関根政雄君。

[8番 関根政雄君 登壇]

○8番（関根政雄君） 議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告申し上げます。

去る5月30日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、日程等について協議をいたしました結果、会期につきましては本日から6月7日までの3日間とし、日程についてはお手元に配付いたしてあります日程のとおりであります。

この会期日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い

い申し上げまして、報告といたします。

○議長（前田三郎君） お諮りします。

本定例会の会期はただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から6月7日までの3日間と決定いたしました。

---

◎一般質問

○議長（前田三郎君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

---

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（前田三郎君） 2番、宗田雅之君。

〔2番 宗田雅之君 登壇〕

○2番（宗田雅之君） 平成25年第3回村議会定例会において、2点について村に質問いたします。

まず、1点について、空き家対策について質問いたします。

高齢化と担い手不足に伴い年々増加する空き家は、景観的にも防犯上においても問題であります。今後、これらの空き家においてさまざまな理由などにより持ち主が処理しない家が多く出てくるのだと危惧しますが、村としてはこれらの問題にどのように対処していくのか、また、現在空き家となっている家が多く見られますがどのように対応していくのか、将来の村づくりにとって大変重要な課題であると考えますので、村長のご所見をお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田議員の最初の質問、空き家対策についてお答えを申し上げます。

議員ご指摘のように、少子高齢化の進行、人口減少社会の進展などにより空き家が増加しております。総務省の住宅土地統計調査によりますと、平成20年、古い資料ではありますが、

20年10月1日現在、住宅総数5,758万6,000戸に対しまして空き家は756万7,900戸と、その全体に占める割合は約13.1%となるようであります。そして、この空き家はさらに増加傾向にあり、この割合は、過疎地域、大都市部にかかわらず高くなっているようであります。空き家問題は年々深刻化しており、その対策は全国どこの自治体でも重要な政策課題となってきたようであります。

さて、本村の空き家の現状についてであります。議員もご承知かと思いますが、平成22年度に県の委託を受けましたNPO法人、元気づくりサポートセンターなんなん福島が東白川郡定住移住居住推進に向けた空き家調査を行いました。それによりますと、郡全体で340戸の空き家を調査したようであります。このうち鮫川村では空き家物件が90件であり、移住希望者に紹介してよいと承諾を得られた物件が1件だったと報告を受けております。

この調査で明らかになりましたのは、空き家の多くは長期間放置されたままで、改修しないと使えないものが大半であり、状態のよい場合でも家主が家族のよりどころとして残しておきたいと、なかなか貸していただくことができないというのが実態のようであります。

村では空き家バンク制度に取り組んでおり、持ち主から空き家の登録の申し込みをいただき、このリストをもとに村が借り主に紹介する制度を設けておりますが、これまで6件の登録があり、村の紹介で現在2戸が利用されている状況であります。

空き家対策は個人の財産にかかわる問題であり、権利関係など慎重に進めなければならないため、有効な手段を講じるのがなかなか難しい状況ではありますが、地域の防犯、そして景観保全、さらには適正な管理がなされていない空き家は倒壊の危険性が高く、さらには火災、放火、害虫の発生、不法投棄などを引き起こすおそれもあります。このような事態にならないよう空き家を適正に管理する責任は空き家の所有者、管理者にあります。所有者等が適正な管理を行っていない場合には、住民の安全安心の確保等からの観点から自治体が空き家の適正な管理に関する必要性が生じ、その対策が必要となってきました。

これらの状況に対しまして、建築基準法や道路法等の現行法制度のもとで一定の所有者等に対し除却、移転等の措置を命じたり、所有者等がそれらの措置をとらない場合には代執行によることもできる旨の規定もありますが、自治体によっては独自に空き家対策条例を制定し、住民の所有財産に対して措置命令や代執行といった強度の規制を行う可能性も伴うような対応をしているところもあるようであります。日本経済新聞によりますと、このような自治体が少なくとも54の自治体になっているとのことあります。

村としては、引き続き空き家バンク登録制度により物件の紹介等を進めていくとともに、

適正な管理がされておらず状況が悪化している物件等の対策についてもさらに一步踏み出した検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、1点目の答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 私も空き家対策というのは、特に中心街、これが館山とのバランスが相当崩れるんじゃないかと危惧します。私らもこの空き家はどのようにして処理しないのかというところまで考えているところではありますが、大体の理由は、問題は処理の経費、お金、これがかさんで、もとは近くの畑でも田んぼでも燃やされたり何かして減量化は図られたんだけど、現状ではそういうことは難しい状況になっている。そのためにそういう処理業者に頼むと1戸当たり100万とか150万とかという金になる。現在の高齢者の所得とか何かを考えた場合にはとても無理なのかなと、そういう思いで見ているところでもあります。特に新宿地内の今にも落ちそうなのが何軒かございます。

こういう対策に何がいいのかなと、私が個人的に考えて見ているところもあるんですが、その1つとして、私の提案であります、国だとか県の補助制度というのは今のところないでしょうから、建物を村で処理してやって、土地をもし地権者が村のほうに提供してくる、そのような土地と代替にうちを壊す、そういう方法なんていうのも1つの案ではないかと思いますが、村長、どうでしょうか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 宗田議員の質問であります、新宿地内、道少田地内ですか、空き家が2軒ほど、最近のことではありますが鮫川村に寄附したいということで申し出がありました。採納願いが来たもんですから、やむを得ないといえますか、それは村のほうで承諾をして、今改修をして定住促進住宅にという考えであります。議員ご指摘のとおり、館山公園を整備して皆さんに安らぎの空間の場を与えたときに、果たして地元の住民が、周りの地域が寂れているようでは何とも情けない話であります。こういった空き家の対策というのはとても大事な政策であると思います。ただ、道少田地内にもう1軒あるんですけども、これらの住宅にはまだしっかりした後継者もいるんです。やがて帰ってくるのかなという思いもあります。ですから、道少田地内の2軒の空き家は解消できた、そういったことで、村に救済の願いが出ればこれもしようがないのかなという思いで譲られております。

ただ、やはり家主が健康で、いつか帰ってきたいという思いがある場合の住宅はなかなか難しいんです。その辺、景観上も決してよくありません、防犯上もよくないわけですから、

その辺気をつけて、地域の皆さんとか隣近所とかご本人と相談しながら、改修工を手伝ったり、あるいは景観の保全に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思  
います。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 今言ったように、家主がいるうちはまだいいんだよね。いなくなっちゃうとまた大変なことになる。だから、もしできるならば家主がいるうちに行政として家主さんと相談して今後の対策、自分で処理するのかしないのか、処理できないのならば将来的にどうするんだか、村のほうに寄附するのか。そういう取り決め、確証をとっておくべきではないかと思いますが、どうですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 家主がいる場合に空き家対策を講じておけというお話ですが、村では空き家になっている場合には極力そういった方向で声かけはしております。ことしになりましたも1軒購入しました。これは買い入れです。あと2軒は今ほど申し上げましたように、つい1週間前、救済の願いが出たということでもありますので、随時そういったことを相談しながら、対策は講じていかなければならないと思っておりますので、そういった事案が発生したときには皆さん方からもご連絡いただければと思います。

今のところ残っているのは、例えば空き家になっていて使われていない家は1軒なのかなということで承知しております。その辺、新しい箇所等が発生するようなことがあったらばご指導いただければと思います。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 現状はごらんとおりなんですけれども、これから私らもどんどん高齢化して、後継者、担い手不足がふえてくるわけですよ。だから、こういう方々ともある程度お話をして、将来に向けた村づくりも必要ではないかと思っております。

それで、地方自治法に、区域特性に応じて必要な施策を策定し実施する責務があると書かれていますと思いますが、やっぱり村でもそういうものに対してある程度の条例を定めて、これから将来に向けた村づくりを、施策を考えておくべきではないでしょうか。その条例について村長の考えがあるかないかお聞きいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 空き家対策を条例化してという議員のお話ですが、私はこの鮫川村は、農村景観そして館山公園の整備をしながらこの景観を維持するという事は、村に

とってはとても大事な行政の仕事だと思っております。ですから、この空き家対策も、景観を守る上ではとても大事だし、今のところ私は景観は、1軒を除いては家主の皆さんも積極的に協力して管理をしてもらっているのではないかと考えています。ただ、お願いされました物件で利用頻度のない空き家もあります。この辺、地域のサロンのかわりに使って皆さんの、高齢者のよりどころに利用していただけないかという提案もしております。

こういったことでお願いはしておりますし、あと、制度の条例化ということも今後検討する課題かなということで意識しておりますので、回答とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） ありがとうございます。一応、私らも現状、空き家というのは物すごく違和感がございます、村で一生懸命シルバーを使って道路、その周辺、本当にきれいに整備してもらって、最近は何から1つ見えなくなってきた。すばらしい取り組みだと思っております。ただ、そういう空き家が目立つようになってきますと、村外から来た方から見たときに、本当にみすぼらしいなという感じは受けるんじゃないかと、そういう印象を与えないためにもそういう対策を早急をお願いして、次に移ります。

2点目、修明高校鮫川校全寮制について質問いたします。

廃校の危機にあった修明高校鮫川校が多くの方々の協力と努力により存続できたことは大変喜ばしいことでもあります。現在、村の人口は4,000人を切り、少子高齢化に伴い年々減少していく中において、将来を担う子供たちは村の宝であります。この子供たちをあらゆる面でサポートする学校の存在は、地域社会の活性化のためには欠かせないものであります。そのためにも存続が可能になった修明高校鮫川校を今後維持していくために、関係機関に働きかけ新たなカリキュラムを持った全寮制の学校に変えていくのも存続への一つの施策ではないでしょうか。村長のご所見をお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 宗田議員の2番目の質問であります。修明高校鮫川校の全寮制についてであります。

まず、村の第3次鮫川村振興計画では、鮫川校について、村づくりにおける人材の輩出に大きな役割を果たしており、これからの村づくりの一翼を担う教育施設として位置づけるとともに、教育の一層の充実を図り村づくりとの連携を進めることなどを実現目標として掲げております。村ではこれらに基づき高校への振興補助金の交付や、まめで達者な村づくり事

業との連携を図ってまいりました。また、将来の展望ということではありますが、計画の中で特徴ある教育を推進し学生をふやしていくための具体策として、農業系大学との連携、都市からの留学生募集なども提案されております。全寮制の導入も特徴ある教育を実現するための一つのアイデアであると思います。

また、近隣町村での一步進んだ連携の事例としましては、埴町の埴工業高校と埴中学校が中高連携教育、一貫教育とは違うんですね、連携教育を行っております。中学校、高校の教員がそれぞれの学校に出向いて専門性を生かした交流授業を実施したり、中高合同で環境教育やキャリア教育を行ったりしております。

鮫川校は県立高校であり、設置者は福島県であります。震災後の福島県の置かれた状況を考えますと、全寮制を含めた学校の形態にかかわるような要望はかなりハードルが高いのではないかと考えます。国や県などの関係機関に要望するにしましても、寮の設置、運営費用、教職員の採用などについて、村としても相応な財政負担を覚悟した上で独自の検討、研究を重ね、教育特区の活用などを含めました実現性のある構想を策定していく、そして要望していくことが必要になるのではないかと思います。そのためには村民の意向を踏まえる必要があります。これは次の振興計画の課題であると思います。村民の皆様に議論をいただき、ご提案をちょうだいした上で議員の皆様、そして専門家の意見を聞いた上で判断してまいりたいと思います。また、肝心の鮫川校の生徒の思いはどうなのか。生徒はこういったことをどう考えているのかなども真剣に調査する必要があるのではないかと思います。

いずれにしましても、鮫川校は村民の高等教育に対する強い要望により昭和23年東白川農業高等学校鮫川分校として開設以来、村民の物心両面の熱意によって支えられてまいりました。また、村には先進的な独自の教育の取り組みとして鮫川こどもセンターがあります。地域再生事業の認定第1号であります。幼稚園と保育園の施設を一体化するだけでなく、幼保統一の保育カリキュラムを作成するとともに、地域の未就園児と親に対する子育て支援を含め、一貫した子供の教育を平成17年から実施しています。これらの村の教育に関する歴史と伝統、独自の取り組みの実績を踏まえれば、必ず鮫川校存続のためのすばらしい方策、アイデアを見出すことができるものと確信しておりますので、今後、皆さんで議論を積み重ねて鮫川高校の存続を図っていきたいと思いますので、回答とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 宗田君。

○2番（宗田雅之君） 全寮制で、日本でかなり活発にやって定住化につなげている学園があります。三重県の津市、日生学園というのが、教育モットーが能力と人格の訓練ということ

で、少し乱れた学校らしいんですけれども、卒業していくときにすばらしい道徳観を持った人間性豊かな子供たちが巣立っていく。あとはスポーツに関しても、野球でもすばらしい活躍をしている、そういう営利を持った学校がごございます。そういうのをちょっと調べてみて、やっぱり今、村長も言ったように特徴を持った学校づくり、例えば村では今介護関係、日本的にも介護の国だから介護のスペシャリストをつくるとか、日本でもTPP参加を決めたわけですから、土づくりセンターまでやっているわけですから、有機農業のスペシャリストをつくるとか、そういう特色を持った生徒づくり。教育というのは教育長さんもお存じのとおり都会も村もないと思うんです。平等に競争できるのが教育の現場だと思います。

そういう発信を私は村から図り、そして、高齢化社会でございまして、何とか高齢化率を下げるためにも若者の定住化、ここに来ることによって子供たちが、高校に最低3年はいるようですから、3年間いることによって地域に対する愛着というのは、思い入れというのは必ず出てきます。私も学生時代は下宿していました。やっぱり今、大学を出て40年にかれこれなりますけれども、やっぱり地域に対する思い入れというのは現在もあります。そういう思い入れ、子供たちの第2のふるさとづくりにも一役買うものじゃないかと思いますが、村長のご意見をお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず私は、大事なものは、子供たち、親も村もそうですが、何せ相手は県立校です。県立の学校の教育方針があるわけです。その辺、村がいかにかそれに入って村の特徴を出した村の要望を聞いてもらうか、そして、子供たちが村と一緒に目標を持って入学してくれるか、その辺から始まらないと容易でないと思います。ですから、宗田議員がおっしゃるとおり、鮫川村は、きょうの一般質問、後から出てきますが、企業誘致などはとても容易でない村だと思っております。

ただ、福祉の村に方向を変えたらどうだろうと。私はこの鮫川村は癒しの、皆さんに少しでも、都会での殺伐とした中から鮫川村にちょっと寄ってもらって幾らかでも気分転換してもらえるような、そんな村づくりを今皆さんとやっているわけです。こんな村だからこそできる福祉制度、これもいいアイデアだと思います。

ただ、これも子供たちがどのように取り組んでくれるか。小学校、中学校から入って行って、鮫川村を福祉の村にしよう、高校で福祉の特殊なカリキュラムを組んでもらって、鮫川校に行ったら介護、福祉の免許が持てるような、資格を取れるような、そんな専門学校を目指すのも、とても村にとってみれば理想だと思います。ただ、子供たちの意識づけ、子供た

ちへの目標づけ、あとは学校教育というのは校長によっても違うんです。現場の先生方も違います。ですから、そういった村の思いをどのように反映するか。高校ですから義務教育ではありません。その辺皆さんで県にお願いするか、県の高校教育課に行ってこんな村づくりに、理解してもらって授業の内容をちょっと変えてもらうとか、そういった方法もいいアイデアだとは思いますが。

そういったことで、ぜひ議員の皆さんで検討会をし、第4次振興計画もこれから策定する中でありますので、こういった話題も提供して、鮫川校の展望を図ったらいかがかとも思います。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 義務教育じゃないから、逆に言えば、村長、私はできるんじゃないかなど。いろいろな案を国、県に提示して、こういう村づくり、こういう人づくりを私らはやります、やっていきたいんですという要望を提示すれば、本当に眠れる宝の山を、宝の山だと思います、子供らは。この山をどう生かすかがやっぱり村の存続に私はつながるんじゃないかなと思っております。

どうしても高齢者だけでは先が見えます。だからどうしても若い人らをいかにしてここに入れるか、やっぱり10人来れば1人や2人そういう思いで残ってくれる子供がいればそれでもいいし、また、ほかから来て地元に戻って、そして5年に1回か6年に1回でもこの鮫川村を思い出してもらって観光に来てもらうのもよし、また、今ふるさと納税、村にいればそういう思いも出てくる子供もなきにしもあらず、そういう感覚でとらえて、人づくり、村づくりをあわせてやっていければ、私はまだまだ鮫川村、4,000人切ってもふやせる見込みもあるし、そういう地域づくり、村づくりをやっていただきたいなと思っております。

以上をもちまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

---

◇ 前 田 武 久 君

○議長（前田三郎君） 11番、前田武久君。

〔11番 前田武久君 登壇〕

○11番（前田武久君） 6月の定例会、村長に一般質問をしたいと思っております。よろしく願いします。

誘致企業の撤退について。

5月16日付福島民報新聞紙上で、本村誘致企業オーゼキ株式会社の移転が報道されました。まず1つとして、移転の事実について。2点目、村への事前協議があったと思われるが、いかがかどうかお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の質問であります。誘致企業の撤退についてご答弁をさせていただきます。

まず、内容については新聞の報道のとおりであります。埴町の高木小学校跡地に移転するというので、5月9日に企業誘致土地売買の仮契約調印式が行われ、14日に開かれました第5回埴市議会臨時議会で財産の処分についての審議が行われ、全会一致の賛成により可決されたようであります。

村へ事前協議があったかという質問であります。当然社長さんが村に来て、まことに残念なことですが、新しい機械を購入する際にどうしても地盤がだめだと。今度の機械は大きな機械で、地盤が安定していないというお話で、まことに申しわけないという話で、お話をされて行きました。移転の理由としては、現在の敷地面積約6,600平方メートルでは手狭となったためとして、1万1,700平方メートルの高木小学校跡地に移るということの内容でありました。これ以外として、今話しました工場の用地の地盤沈下の問題があったようでありましたが、この点については以前から私のほうへも相談があり、村としても専門の業者に依頼し調査を行ったという経緯もあります。

同社は精密部品加工を行っている会社で、機械を設置している部分の地盤の安定が必須の要件で、この対応で過去に幾度となく多額の費用を費やしコンクリート注入等の工事を行ってききましたが、解決しなかったとのことであります。この部分につきましては、本村の工場用地のイメージダウンにつながるとの配慮からでしょうか、移転の理由としては社長は公表しなかったようであります。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） オーゼキ側での地盤沈下の話は私どもも聞いておりましたし、それに応じて前に村としても援助金をたしか差し上げておったと思いますが、その差し上げた時期と金額は幾らだったかお聞かせ願います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 援助金を差上げたのではなくて、地盤の調査です。どのような工事を施せばその地盤が安定してくれるか、そういった調査を行わせていただきました。それで、調査により、オーゼキでは対応したんですが、何せ地盤の移動が毎年やっているにもかかわらずとまらないそうです。とまらないのは、議員もご承知のとおり、あそこはもともと池のところだったんです。ですから、本当に私は、後で聞きましたというより、私も小さいころあそこで、埴町のアキヤマさんという方かな、釣り堀をやっていたことは記憶にあります。こういったところにああいった地盤の安定を必要とする企業を誘致したのが果たしてどうだったのかなという思いがありながらこの対応に当たっておったというのが現実であります。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） その調査はいつから村のほうでやって、その費用とか何かはいいとして、何年くらい経過しておったのか。また、その調査後の話し合いとか、オーゼキ側からの依頼とかそういうものがなかったのかどうか。それについて。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 平成17年に村で地盤調査を、地質調査をさせていただきました。これは調査だけです。後の工法はそちらで毎年、恐らく100万ほど毎年毎年かけていたんですよという社長のお話でした。ですから、これは社長さんが、毎年100万ずつかけていてもなかなか地下の流動がとまらなかったというお話で、3年ほど続けたそうです。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 3年ほどというと、村長が就任して以降ですね。その間、20年まで続けられたということになろうと思うんですが、撤退の話はそのころからあったんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 大きな基板というんですか機械を導入する際に、地盤だけ安定してもらおうとこの場所で大丈夫ですということで、地盤の安定が図れれば何とかやれますという、そういう移転の話は全然なかったです。本当に申しわけないですねというのは、もともと池のところに盛り土しての工場の用地ですから、これは本当に申しわけないなという思いがあったもんですから、本当は村でお金を出してその地盤の流動を防ぐような工事をしなくちゃならない、そういう思いでおりました。ただ、それまで要求されなかったもんですから、調査だけで、申しわけないですけども、こんな工法をすればよろしいですよというご案内だけをさせていただきました。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 私も以前、前村長のときに、そこの工場内を見学に行ったことがあるんです。その当時からやはり地盤沈下の話は聞いておりました。ちょっと丸いものを転がすと片側のほうに寄っていったというような状況を確認したこともありまして。村長が就任されてから支援金をやったんじゃないかというような話、私の勘違いだったのかもしれないですが、それは一銭もなかったということですね。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） その土どめ工事に対してとか会社の経営に対しての支援金は一切ないです。地質の調査だけで、それ以外は私は出しておりません。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 20年までそのようなあれを繰り返してきて、どうしても改善されないと。企業側では大丈夫だと言ったから村側でも何のアドバイスもしていなかったと思うんですけれども、当然村長がそのような立地条件が悪いということは承知しておった。やはり村で企業誘致して、村でもある程度の存続を望むということであったならば、村側では企業誘致のための敷地というのはある程度あったわけですね。だから、移転するとかそういうふうなアドバイスはしていなかったのかどうか。その辺お聞きします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 地盤の流動がおさまらなかった場合には、場所の移転の話もさせていただきました。その話は、渡瀬区の運動広場であります。ただ、あそこも実際は盛り土なんですね。ですから、余りいい感じはしませんでした。工場用地はほかにもあるんですよ。ただ、前に世話したところがだめだから違うところというのはなかなか難しい思いですが、正直なところそういう思いでありましたが、もし不都合でしたらば、社長さん、土地はありますよというお話はさせていただきました。

なお、そのときの社長のお話では、検討させてもらいます、ただ、移転などはまだ考えていませんというお話であったものですから、何とかこの敷地内で土地の流動化を防ぎたいという思いで、当時はしておりました。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） これはかなり古い誘致工場であって、当時はそういう基礎工法の工法とか何かというのは、ちゃんとした工法をしていなかったというのが要因であろうかかと思えます。今、村長が言われた渡瀬の運動場なんかは、今は一部盛り土であってもポールの打ち込みとか基礎埋め工法をきちんとやれば決してそういう問題は、今は解消できるような

建築工法になっていますから。ちょっと私も、そのような話も以前ありましたし、これはもしかするとというような思いがあったから。

次の課題に移りますけれども、2番の社宅の利用状況と他の企業への支援状況についてに質問を移します。

以前、私は反対したが、村長がオーゼキ株式会社存続のため1,000万円で購入した社宅の利用状況について尋ねるとともに、ほかの企業への支援状況もお聞かせ願いたいということで、質問いたしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、2つ目の社宅の利用状況と支援状況についてであります。まず最初に、議員は確かに反対しておりました。ただ、質問の中の「存続のため1,000万円で購入した」というのは間違いですから訂正お願いしたいと思います。オーゼキ株式会社の存続のための1,000万円ではございません。村が必要なために買ったということであり。買った値段が高いか安いかは、これは私は安い、今でも安い買い物をしたと私は考えております。前田議員は高い、これはしょうがないと思います。私はとても安い買い物をさせていただいたと、そういう認識でおります。土地と建物を合わせて970万でしたか、土地代がそのうち170万ほどございましたから、建物は800万ぐらいですから、あの当時ですと、社長さんのお話ですと4,000万ほどかかったはずだったそうです。ですから、私はとても安い買い物ではなかったかと思っております。

それで、今の利用状況ですが、同社より村が移住、交流促進住宅として購入したものであります。ほぼ同時期に赴任しました村の診療所の医師が住宅がなかったこともありまして、当時は公営住宅にしろ定住促進住宅にしろいっぱいだったんです。それで、医師の住宅がないということで、医師の住宅には幸いだなという思いで利用させてということで、現在まで医師の住宅として利用しております。

また、他の企業への支援状況であります。村では、県南の市町村、県の商工労働部、県商工会連合会、金融機関、福島大学等により構成されております県南地域産業活性化協議会にも参加し、県南地域が一体となって企業誘致の働きかけや人材育成、技術支援に取り組み、企業の支援を行っているところであります。さらに、村内の事業所で働く勤労者の福利厚生等の拡充を図り、村内全般の雇用条件の向上と事業所の発展に寄与するため、鮫川村勤労者互助会に加入をいただいて、福利厚生事業等の支援をしているところであります。

ただ、この鮫川村勤労者互助会にはオーゼキ製作所さんだけは入っていませんでした。残念なことに今気づいたんですけれども、オーゼキさんだけどうして入っていないのかなという思いがあります。今、鮫川器機とか田中メリヤス、そして清野工業、あと村内の各事業所さんはほとんどの方が利用されております。残念なことにこういった交流がなかったことも一つの原因かなという、やっぱり人と人の関係がとても大事なのかなという思いで今反省しているところであります。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 今、村長が必要であったから買ったというふうに申し述べたんですけれども、当時はオーゼキから頼まれて買ったような答弁をされておったんですけれども。そして、オーゼキではどうなんだと言ったら、これは鮫川から企業撤退するための一つの手段じゃないかと、私はたしか言ったはずです。あそこに国道が通っています、289ね。あの289もバイパスの話があって、鹿角平のほうに計画されているような、本線も変わるといった意味で、交通上の利便性あるいは将来性、それから雇用、人員の確保の問題等々、それと、当時はオーゼキ株式会社が容易ではないからというような話もおわせたような感じもされて、必要である建物としては我々は認めていなかったと思うんです。なぜ必要なんだか、今の現状を見てもわかると思うんですけれども、実際、医師はあそこに年間何日くらい滞在しているんですか、利用しているんですか、住宅として。何か聞くところによると、医師の家族たちは、医師本人も村内の別な民家のところを借りて住んでおるといような話も聞くんですが、そういうことは村長、承知していないんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、今の質問で、最初の、経営に困っているからお手伝いする意味で買ったんじゃないかというお話ですが、こういう話は議員皆さん方にもお話ししたことはないと思います。オーゼキ製作所が経営に困っているというお話は聞いたことがありません。ただ、私はゴルフなんかで社長さんとは、年1回ぐらいのおつき合いでしたけれども、そんなおつき合いがありましたもんですから。村長、住宅もつたいない、利用頻度が少ないから村の人で何とか利用できないかなと、私は必要じゃなくなったんだと。道もよくなったから、鮫川にたまに来るぐらいで、あとは工場長もしっかりしてきたからそんなに頻繁に来なくても十分事業もできるしというお話で、住宅が必要ではなくなったからインターネットで売ろうと思っているんですけども、インターネットなら1,300万、1,400万ぐらいで売ろうと

思っているんだ、鮫川でどうだべなと言われて、鮫川さんならば村で利用してくれるんならば1,000万ぐらいでもいいよという、そういうぎっくばらんなお話だったんです。

それで、私が見に行ったときに、これはなかなか立派なものだと、4,000万もかけたうちなんだから、今1,000万ぐらいではとても安い買い物だろうと、正直なところそう思って。屋敷も1反歩近くあるんです。九百七、八十あって、1反歩ぐらいあると。そして、サッシも二重サッシになっている。ですから、これはまだまだ使えるということで、まず買わせていただいた。安い買い物だと今でも思っています。

あと、医師なんですが、最初は、買ったのが21年です。22年に医師を確保できたもんですから、医師を連れて行って見せたらば、いや、すばらしいところだ、これはうちの家内も喜ぶということで、奥さんも後で来たんですが、4月1日から利用しようとしたときに、3月11日にあの爆発だったんです。それで、子供がちょうど乳飲み子がいたんです、医師の奥さんには。それで、放射能が怖いから私は鮫川では生活できないと。そういったことで何ともしようがない。ことしの4月になってから村の線量が随分下がったから来られるようなお話だったんです。そして、来るのかと思ったら、本人だけは住所を鮫川に移したようだけれども、奥さんはまだ、説得できたかと思ったらそっちが悪い、まだうちの家内はだめなんだということで、まだ線量が高過ぎる、奥さんが移住してくるのにはということで、今の状態がそうです。

それで、今住んでいないかと、余りあそこでは最初から生活していないんです。それで、通っていたんです。たまたまお酒飲みとか遅くなったときには利用していた。ただ、自分で炊事が容易でないということがあろう。あと、毎日通っていたんです。通うのも容易でなくなったというときに、そういったお知り合いの方が、うちのあいている部屋があるからそこを利用したらということで、たまにあそこを利用しているそうで、決して住宅が要らないよというお話は私には来ていません。ですから、大半は、そうじゃなくて、オーゼキ製作所の跡地を利用しているのかなという思いもあります。

そういったことで、荷物も全然移動もしていないですから。恐らく利用は、私は取り上げることはできないのではないかと思うので、先生の気持ちを、今の議員の話ですと、確認しなければならないのかなという思いもあります。この辺確認をして、もしそういうことが事実であれば、せっかくの住宅でありますから、もっと利用頻度を図るような対策も必要ではないかと考えているところであります。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 今の居住状況ですけれども、今村長が認めたわけですから、当初、本村では医師の確保というのは、これはもう本当に大事なことであり、医師の待遇もよくしてやらなくちゃならないというような思いもあったし、そういうことで居宅の利用を図ったと思うんですが、当初は週に3回くらいしか来ないお医者さんだったね。その3回を利用させるというようなことで、その3回も、診療所からかなりかけ離れた場所で通勤するにも、医師の勤務状況からして突発的な診療に当たるということからしても、当然ふさわしくないというような話まで私は出したと思うんですけれども。

現状がそういう状況ということであって、その後、医師の家族か何かに変な風評をまいたのです。あの建物から何かが出るとか何とかというような風評まで広めた。今後、あの建物を活用するといっても、例えばよそから村外居住者が来るといっても、そういう状態にまでされて、それで当初から心配された状況になっているものに対して、今後、利用、活用を図るといような考え、どういような考えを持っているんだか。村外から移住する人とか若者の入居施設にするとか。

それで、本当に、片方では要らなくなった建物だったものを必要だから買ったと村長は言っているけれども、そういう買い方は村民としてだれも納得できないと思うんです。まして4,000万を1,000万近くですよ、それを買ったから安い買い物だと。どこで安いんですか。村長が自分のものを買うなら安いかもしれないけれども、我々から見た場合には安い買い物じゃないですよ。耐用年数だって過ぎていっているんですよ、あれは。農機具と違って建物は固定資産税の評価額というのは、税金を取る考えがあるから耐用年数50年とか30年とか、木造と鉄骨と鉄筋コンクリートでは評価額は全然違うけれども、築数十年たっているものに対して当初建築した4,000万、別荘地としてつくった建物ですよ、あれは、会社で。それをいつまでも4,000万のを1,000万で安い買い物をしたということで村長が答弁しているけれども、そういう貴重な1,000万の利用価値を図っていれば、村民のために相当貢献できるお金ですよ。そういうことは当初は考えていなかったんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 私は、前田議員は自分の考えが一番正しいと思っているんだよね。それは大間違いですから。私は今でも安いと思っている。4,000万の建物を1,000万で買ったんだから。1,000万でなく700万だよ。それで、利用は、どうして医者をおの地区に住ませるかと思ったときに、子供がいたんです、その子供が青生野小学校に通いたいと、そういう事情もあったんです。あそこは渡瀬ですから青生野には通えないんですけれども、医師の確保の

手段として、青生野小学校の、あの子供数の少ないところに通わせるんだからいいんじゃないのと、そういう思いで、じゃ、先生のところの越虫から青生野に通うように、バスも上手に利用できる、迎えに行くバスに乗せてもらえるかなと、そういう考えもあったんです。

ですから、あそこは4人家族が来て生活するという、そういうイメージであそこを利用するために医者に貸したということですから。これが地震のために不可能になったということです。今の状態がそういう状態ならば、わかりました。医者と相談して、先生、利用頻度がないうちですから、議場でもこんなことを私は前田議員に攻撃されましたから、貸しておくわけにはいかない、返してくださいと。これを上手に1,000万の買い物をしたからもっと利用頻度の高い利用方法で、村民の納得のいく利用方法でさせてもらいます。こういうお話をさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） イメージでもってやったことがイメージどおりにならなかったということは事実ですね。学校に通わせたの、青生野小学校に。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） イメージじゃなくて、学校にも行って来たんです。学校にも予備入学させたんです。それでも4月1日からの入学ですから、3月中に子どもを連れてお母さんが一緒に青生野小学校に二、三日来て仮の勉強をさせてもらって、それでとても気に入って、子供たちとも親しくなれましたということで、あの騒ぎです。そういったことで、イメージじゃなくて、そういったことが当然実行できる、そういうことでご理解いただきたいと思えます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） イメージでなくてというのは、自分で思ったからということをちゃんと答弁しているんです、村長が。だからイメージでというようなことを私は申し上げたんです。ちゃんと議事録に残っているはずですよ。だから、イメージどおりには行かなかったということは間違いないでしょう。そこら辺はいいですけども。

そのほかの誘致企業はあるわけですね、村内に。縫製会社関係とか何かも結構村内では古い誘致工場ですね。そういう会社でもいろいろ、バブル崩壊以降かなり苦労した経営状態が続いたこともあったし、それは村当局でも心配して、ある程度の支援策は講じてきたと思うんですけども。今後、オーゼキは撤退でありますけれども、前回、倒産されたああいう会社のような状態が、過去に誘致された企業がそういうふうな状態になった場合、やはり村と

しても、雇用を存続させるためにもそういう支援策を考えていかなくちゃならないのではないかとこのように考えて村長に伺うわけでございますが、そのような考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 鮫川に新たな企業の誘致というのはとても容易でないのは、これは自覚しております。ですから、ある企業を大事にしようということで、企画のほうで何か困り事はないですか、何か相談できることはないですか、村ができることはないですか、そんなお伺いはさせていただいております。

そういったことで、例えば鮫川器機には前の鮫川保育所の跡を倉庫として利用させていただいているとか、そういったぐらいのお手伝いですが、金銭的な事業への支援というのは考えてはいたませんが、そういった鮫川村の人たちの働く場所の確保というのはとても大事な、村の、行政の仕事であると思っていますから、ある企業を大事にしようという姿勢は十分とらせていただいております。その辺、勤労者の福祉、あるいは厚生施設を考えての勤労者の互助会等も、そういったことで皆さんに少しでも疲れを癒してもらえればということで積極的に取り組んでいるところであります。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 唯一残っている鮫川器機、それから織和さん、それから田中さん、そういった、そのほかもろもろ努力してやっている企業の方々がありますんで、そういう点は十分これから村当局のほうでも状況把握をされて、間に合わなくなるような状態にならないような支援策を講じていくべきだということふうに考えておりますので、その点よろしく願いしたいと思います。

次に、これも関連した質問でございますが、敷地の対応策と雇用問題についてであります。

今後の敷地の対応策と、10年間の大樂村政での企業誘致の成果なしの中で、雇用促進への誠意ある見解をお示し願いたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 3点目のご質問の、敷地の対応策と雇用問題についてでございますが、新工場操業後の鮫川村の工場の跡地の利用については、現在のところ決まっていようではありません。機械の一部を残した状態で縮小した形で操業を続けるか、倉庫として活用していくなどを検討中とのことであります。会社の方針により流動的であるようであります。

雇用の問題につきましては、昨年も申し上げましたが、福島産業復興企業立地補助金に中井住宅木販株式会社が申請しまして、約4億4,000万円の事業規模での拡張工事に対し、その3分の2の補助を受けることが決定しました。この補助金は、交付の要件として、投資額1億円以上10億円未満の場合は5名以上の新規の地元雇用が条件となっております。これらにより地元雇用が図られるものと考えております。

さらに、県と県南59市町村が共同申請し、福島産業復興投資促進特区により、大震災からの復旧復興を図るため、福島産業復興企業立地補助金と復興特区の優遇措置をあわせて活用することにより製造業等への企業の新設、増設を促進し、雇用の場の創出を目指す取り組みも行ってきております。

最後に、これまでもたびたび申し上げてきておりますが、本村の場合、立地的に東北自動車道と常磐自動車道の間位置しておりますが、そこまでの輸送の便が図られるよう基幹道路を整備し、冬期間の道路の凍結対策など常に国・県に要望し、条件整備に努めているところであります。なかなか思うように改良が進まないのが現状であります。なお皆様方の力をかり要望活動をし、村の道路の整備、改良も行ってまいりたいと思います。一層の議員各位のご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 本村は過疎町村として30年近くなると思うんですけども、その間、もろもろの諸政策、過疎対策に対する諸政策を進めてまいったわけですが、なかなか思うようにいかない。人口減少の歯どめがかからないというような状況であります。過疎現象を食いとめるための道路施策、生活道の改良とか、いろいろ公共施設の建設なども進めてまいって雇用の確保を図ってまいったわけですが、一向にその成果が上がらない、歯どめがかからないというような状況が現状であります。

そういった中で、やはりこの30年近くの過疎対策施策が果たしてよかったのかということ、それは十分我々も考え直さなくちゃならない、見直しをしなくちゃならないというふうな状況下でございますが、やはり村の存続を図るには、村の中で自治体みずから雇用の場を確保するというような考えが必要であろうかと思っております。そうかといって、今言ったように企業の誘致は至難のわざであります。村長もこれは当然、今まで何かをしなくちゃならないというふうな思いがあって、先ほど答弁されたような施策を講じてまいったかと思っておりますが、今回、7月から稼働する焼却施設への、できればそういう雇用を図るみたいな、そういう施策も必要かなというふうな考えておりますが。

当然、これから道路建設、それから箱物の建設は直接一挙に雇用促進には結びつかないということが過去の例からもはっきりわかったわけでございますので、自治体としてその方針を変えて何か村としての雇用促進策を考えなければならないというふうに考えております。

さきの議員の答弁にもありましたように、本村は福祉施策を念頭に入れた雇用促進を図らなければならないというふうな考えもあります。本村では既に大好評を得ているさざり荘、温泉活用、これに伴った福祉施設への雇用促進などを目指した考え方も進めていけば、将来性があるんじゃないかなと。

そういうことで、お話は飛びますけれども、屋内体育施設ですか、そういうような建設場所、これは以前村長からもそれに対する協力をお願いしたいというような話もありましたので、私も数人の同僚議員あるいは行政関係の方たちに声をかけてその候補地の打診をいたしました。そうしたら、当初はなかなかいい話は聞けないかなというふうな考えで打診に行ったところ、案外、もう従前の考えとは変わっておるといような状況で、そういう面からも雇用促進を図るために、やはりあの温泉活用した中央の適地をこれから選定して雇用促進を図るような考え、企業誘致にかわる雇用促進策というのをしていけばいいんじゃないかなというふうに考えておるわけですが。それに対する村長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今度は大分一変して前向きな話を聞いたから、少し心を休めておりますが。宗田議員にしる前田議員にしる、鮫川村の将来に合った、こういった環境をいかに東京の高齢者に満喫してもらうか。高齢者に選ばれる、私は村づくりというのは、人に選ばれる、鮫川村にいらっしゃいよと言わなくても人が訪れてくれる、そんな村づくりが理想だなと。医者不足なんていうのはとんでもない話だと。医者が鮫川に来て子供の教育をしっかりできれば医者なんていうのは幾らでも来るんだよと。医者の環境整備をしてやれば、医業種の過疎化というのは今大変騒がれていて、東白川郡でも大変問題になっていますが、それぞれの町村がもうちょっと、県南地方をもう少し教育のレベルをアップすれば医者なんて幾らでも来るんだというとらえ方でおります。

鮫川村も、前田議員おっしゃるとおりいかに環境を生かした工場誘致、私は村長になったときに皆さんに、定住促進は工場誘致が一番手っ取り早いんだ、働く場所があればみんな鮫川に集まるんだという思いでございましたが、手を挙げたところみんな、鮫川に進出したい企業は音のうるさい工業とか、においがする、人に嫌がられる、そんな企業が4社、5社手が挙がりました。これでは二、三人の雇用があっても、とても隣近所に迷惑かけちゃう。

そういったことで、企業誘致じゃなくてももうちょっと、村づくりというのは農村景観、里山景観を生かした村づくりのほうが皆さんに喜ばれるのではないかとということで、皆さんと一緒に今村づくり、安らぎの村づくりで里山景観に磨きをかけた、皆さんに癒しを与える村づくりに今走っているところであります。こういったところが少しずつ、宗田議員もお話されましたが、空き缶等も随分少なくなりました。皆さんも自信を持って今生活しているのではないかと思います。

そういった村に福祉関係の事業所が、特老をつくりますと住所移転してくるんですね。そうじゃなくて地域密着型の、住所地は移動しないで鮫川村でどうぞ皆さん老後の生活をしてみませんかということで、東京あたりの都市と契約して二、三カ所、四、五カ所でもいい、働く人数のいる限りそういった都市との契約で地域密着型の施設、そういうのはいかがかなと。今、宗田議員、前田議員のお話を聞きながら考えたところでありますので。この辺、皆さんと協議しながら、そんな村づくりはいかがかなというご提案とご答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） これからいろいろな職員とともに、村長、指揮をとって、この過疎現象、村の衰退を食いとめるような施策を講じていただくようお願い申し上げます。

以上で一般質問を終わります。

---

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（前田三郎君） 8番、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 今般、定例議会において2つの一般質問をさせていただきます。

第1点目でありますが、教育関係の質問であります。村独自の教育方針と地域の教育力の向上についてのおただしでございます。

鮫川村第3次振興計画も終盤を迎え、今年度以降は第4次振興計画の策定準備の年を迎えることとなります。第3次振興計画の「特徴ある教育の創造」の中で、「一貫した村独自の人づくり理念を定め、教育については村民みんなが責任を持つ」と、このように提唱しております。村独自の人づくり理念が教育現場や全村民に浸透し、青少年教育を含む人づくりに生かされてきたか、また、その成果についてお伺いいたします。

次に、定着しつつある「村民こぞって教育を考える会」は、地域の教育力の向上には欠か

せない取り組みと認識しております。この会の現在までの反省と課題は何か、また、今後の具体的な開催計画についてもあわせてお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 8番、関根政雄議員の第1番目のご質問にお答えいたします。

村独自の人づくり理念が教育現場や村全体に生かされてきたのかというご質問であります。全体的には学校、家庭、地域が一体となって教育や子育てなどでそれぞれにバランスのとれた取り組みがなされているのではないかと考えられます。その成果はゆっくりではありますが着実に上がっているものと受けとめております。

村独自の教育方針の中にある指導項目、例えば思考、考える、目標、郷土愛などは、具体的には授業や活動を通して育つものであります。各学校では、日々の授業や学校の行事などを通して身につけてきているとの報告を受けております。また、児童生徒の作文や報告書などから見ると、自村感情や郷土愛、家族愛なども読み取ることができ、村民の皆様方からも認めていただけるものと思っております。

今後の課題といたしましては、直接子育てや家庭での教育に携わる保護者に求められる理解と実践でありますので、多くの機会に子育てや教育の大切さを提唱してまいります。また、さらに広くご意見を拝聴し、前途有為な人材の育成に努めてまいりたいと思っております。

次に、「村民こそって子供の教育を考える会」、反省と課題についてであります。

常々、人間として大事なことは、人の一生のそれぞれの段階で自立した態度で過ごし、人と人とが社会を形成し、健康で心豊かに生きていくことと考えております。教育に携わる団体、鮫川村連合PTA、鮫川村青少年健全育成協議会、学校関係が共催し共通理解と実践を図ってきた結果だと思いますが、児童生徒の活動状況から判断し、教育全体として成果は向上しているかと認識しております。

これで課題がないというわけではございません。特に教育の初期の段階において、乳幼児にかかわる親の態度などが大切で、その後、物事の価値を認識し行動様式を決める段階では、親の価値判断や文化などが大きく影響すると言われております。こうしたことについては、よい文化づくりと環境づくりが大事なことと感じております。

最後に、今後の開催計画についてであります。

皆様方にお力添えをいただき、ことしは7月8日月曜日を、夜になりますが、予定しております。狙いとするものは、話を聞き、よく考え、意見を述べ、そして実行する態度をより

確かなものにする大人の学習会であります。集会の形式は、村内各界からのパネラーと外部から鮫川村の実態に明るい学識経験者を予定しております。議員各位におかれましても、こうした機会にご参加の上討論に参加して下さいますようお願い申し上げ、8番、関根議員のご質問のお答えといたします。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 教育の問題は、形にあらわれない、すぐに結果が出ないということもありまして、非常に成果をあらわすということが難しいものであるかと思えます。地域づくりとか教育においても、老人や子供にもわかりやすいテーマが必要だとよく言われます。村独自の教育理念は一体何なのかというところで教育長からご答弁いただけませんでした。教育長が就任されてから長年出されている理念の中に、「人は人によって人になる」という、こういった理念が提唱されております。人間の環境は多くの人間環境によって人格、それから学力も踏まえて変わっていくということはわかります。しかしながら、なかなかこの理念が村民にどこまで浸透しているのか否か、そこが1つ大事なところであって、こういった基本理念、子供でも老人でもわかりやすいものに解説して、学校教育、家庭教育、さらには社会教育と、そして第4の教育とされるふるさと教育、ふるさとを大事に思う子供たちをどうやってふやしていくのか、そういった第4の教育まであわせた理念が必要ではないかと思えます。

教育長におただしをいたします。「人は人によって人になる」という理念、わかりやすくもう一度ご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 確かにわかりにくいといえればわかりにくいことになるかもしれませんが。先ほどもご答弁で申し上げましたけれども、小さなお子さん、生まれたばかりのお子さんのことを考えてみますと、一番身近にいる、大体母親であると思えます、その母親の言葉、口調、話しぶり、そして態度、これを小さいうちに身につけていくものだと思います。そういう意味で、乳幼児というものは、おちちがなく、おぎゃーおぎゃーと泣いているその段階で母親は読み取るわけです。おこながすいているのか、どこか気持ちが悪いのか、何を訴えているのか。そういうことで、私は教育のまず初めは、これは幾つになっても、先ほど村長の答弁もありましたけれども、癒しにしてもみんな人と人が接する、これが教育であるかなと思っております。

次に、少し大きくなってきますと、親あるいは大人から発せられる態度の中にある言葉が

あります。1つの例を申し上げますと、つい最近やった運動会で、ある学校で玉入れが終わりました。お片づけも競争です。これで会場が変わりました。こういうふうに、その思いが言葉あるいは態度で伝わるということでありまして、理屈ではない。どんなにいいことを言っても信用できないということでもあります。

今度はお年寄りあるいは少し大きくなって中学生、お年寄りを考えたときに、今、命の教育ということを学校でやっております。その中で子供たちは、乳飲み子を見たことのない方はいないと思いますけれども、中学生あるいは小学生が生まれたばかりの赤ちゃんに接したとき、これは自分も通ってきた道なんだということを考えて、本当に子供たちが変わってまいります。

あるいは中学校で、短い時間ですけれども、キャリア教育を通していろいろな職場体験をしております。これで子供たちが本当に変わっていることを、きっと議員さん方も中学校を訪問してお気づきになっているのではないかと思います。

お年寄りに対してはどうか。お年寄りに対しては、まず学校、特に鮫川村の場合は統合されてしまいましたから、おらが学校ではなくなりました。ですから、ちょっと難しいんですけれども、小学校にお手伝いと言うとおかしいんですけれども、何か仕事ないですかということでお年寄りと子供たちが交流できる場をつくっていききたいなというふうに考えております。高校生とお年寄りのゲートボール、毎年行っておりますけれども、本当にこれも人づくりには役立っているのかなというふうに考えております。また、11月3日に行っている高齢者の社会学級の子供たちの作文、主張発表会、これなども本当に人と人が交わるいい機会なのかなというふうに思っております。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 村独自の教育理念、大変制定すること自体難しいと思いますが、言えることは、わが村は、今は情報化の時代でどこにいても同じ教育を受ける権利が当然ありますけれども、受けられる状況にありますけれども、他町村から比較すると間違いなく不便さがあります。交通の便、買い物の便、すぐに手に入らない。そしてまた、生徒がどんどん減少していく、人口も減少していく。こういった不便で不自由だからこそできる村の教育というのがあって然りと思っております。

不自由だからこそ学べること、中山間で本当にコンビニもない、量販店もない、自然はある、人はいます、こういった環境だからこそ学べる理念、こういったものを改めて第4次計

画で制定をして村独自の教育をもう一度2年かけて考え直す。そういった時期に来ているかと思いますが、その点、教育長のご答弁をお聞かせいただきたい。所見をお聞かせいただきたいというのが1点。

2点目は、「村民こぞって教育を考える会」は定着しております。大字で開催されたときには残念ながら主催者よりも参加者のほうが少ない会場も多くありましたが、今、村1カ所で開催するということになりました。トータル的にどちらが参加人数が多かったのかというのは統計上わかるかと思いますが、もう少し地域の教育力のアップのためにこの「こぞって教育を考える会」の参加人数をふやしながらかつ、なおかつ、教育関係者も少ない、地域の方もなお少ない、もう少し参加人数をふやすための工夫をすべきだなと。ことしはパネラー、それから鮫川の事情を知る方の講演もあるということですが、もう少しPRを密にさせていただいて人が集まれる工夫をすべきだなと思いますが、この2点について教育長のご所見をお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） まず、村独自の不便さということですが、これは私は不便さということには大きく大別して2つあるかなと思っています。1つは、距離が長いとか、少しおながすいても我慢するとかと、そういう不便さ。それからもう一つは、これまで行われてきた学校での授業は余りおながすかないんですけれども、覚えておけという、そういういわゆる与え過ぎ、こういう2つの不便さということを考えております。学校教職員につきましては、知的好奇心あるいは興味、関心、これが持てるような不便さ、そういう場を感じさせなさいと、感じさせましょうということで、一生懸命鮫川村の先生方は研究しております。ずっとこれは教師である限りやらなければならないことだと思います。

それから、物理的な不便さ。これは本当に私も関根議員と同感なのでありますが、じゃ実際に、例えばスクールバス、今かなり込み入ったところまで入っておりますが、これをいきなりやってしまったら、やはり難しい問題があります。このことについては私も同感でありますので、今後、村民の皆様方の意見をお聞きしながら、どうやっていったらいいのか十分考えていきたいと思っております。

2つ目、村民こぞってでございますが、私は、この村民こぞってということ考えたときに、鮫川村の人たちがこういうことを言うしまうとだめなのかなという思いをなくすことが、これは今の時点でおかしいのではないと思われる、そういう特異な意見も欲しいなと思っております。いろいろなものも最初はみんな信用されませんでした。ちょっとオーバー

になりますけれども。太陽が地球を回っていると言ったときにはみんなそうだったんですけども、逆に地動説を唱えたときには大変な騒ぎがあったわけで、最初はユニークなものというのは誰からも相手にされない。ですから、鮫川村の子供たちがそういうユニークさを出すためにも、まず自分でこのことについてどう考える、そんなこと、それを支援する大人でありたいなと思っております。そういう意味で、各界の皆様方からいろいろなご意見をちょうだいしたいと思っております。

参加者でございますが、過去の統計から見ると若干、減ってはおりません。むしろここでやったときのほうがふえております。それはいろいろな村の行事と重なってしまう場合があります。例えば、消防団の演習とかバレーボールの練習とかと重なってしまうことがありましたので、今年度については月曜日、体育館がお休みの日を選びました。そして、過日、青少年健全育成会のほうで各区長さん方にもお願いいたしました。なお広報等で近々開催通知が出されますので、よろしく議員さん方も奥様同伴で結構でございますから、ご出席いただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 教育は村の将来を占う青少年教育も含めて大事な要件であります。どうかこの第4次振興計画を制定するに当たって、村民と一緒につくるという、3次計画の中にもうたっているのであれば、2年間かけてさらに3次計画の反省も踏まえて4次計画の教育理念の確立に努めるべきと思っております。

続いて、2点目の質問に移らせていただきます。

農産物加工品の村内消費の拡大と、健康モニター制度による立証についての質問であります。

本村は、農業の振興策として大豆とエゴマの作付を奨励し、遊休農地の再生利用や高齢者の生きがいと健康づくり大きな成果を上げてまいりました。しかし、大豆やエゴマ等を原料とした加工品の消費も、3月11日の原発事故以来、風評被害の影響もあり加工品の売り上げが伸び悩み、原料の在庫がふえつつあるのが現状であります。これらの現状を踏まえて、本村のテーマである「まめで達者な村づくり」の実現に向けて、次の各点についてお伺いいたします。

1点目、村内の消費拡大や近隣町村の消費者を対象に営業戦略を立てて内需消費の拡大を図るべきではないか。

2 番目、販路拡大、広報、人材育成等に民間企業の活力を導入してはいかかがか。

3 点目、大豆、エゴマ、キクイモ等は主成分が健康に役立つとされておりますが、村民を対象とした健康モニターを募集して摂取効果を立証し、村内外にアピールすべきではないでしょうか。これには一定の期間を要し、健康管理担当職員や専門医師の地道な連携が必要になると思われますが、食生活による村民の健康管理についても村長にご所見をお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） この件についての村長の答弁は午後にしていきたいと思いますので、ここで午後 1 時まで休憩いたします。

（午前 1 1 時 5 0 分）

---

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 0 0 分）

---

○議長（前田三郎君） 一般質問を行います。

村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8 番、関根政雄議員の 2 つ目の質問、農産物加工販売等の質問にお答えを申し上げます。

議員おただしのとおり、村では平成 16 年度から「まめで達者な村づくり」事業を進めております。ご承知のとおり、合併しないで自立の道を選択して以来、「まめで達者な村づくり」事業は順調に推移し、高齢者の元気、生きがいつくりを初め、本村の基幹産業である農業の振興にその成果を上げるとともに、地産地消、安全安心な食文化の提供を行っているところであります。主要となる大豆生産につきましても、事業初年度の集荷量が約 7 トンであったものを、大豆生産調整を進めながら加工品等の需給バランスから、年間買取量 20 トンをベースにその確保と生産調整を進めてきたところであります。

一方では、買取価格が功を奏し、ここ数年は 30 トンを上回る大豆集荷で推移し、施策である全量買い取りと相まって在庫量がふえたのが現状であります。現在の在庫量はおよそ 40 トンになっています。反面、小粒化などの連作障害の発生により、良質大豆確保が課題となってきました。このため今年度は大豆栽培面積を 7 ヘクタールに限定し、他の耕作者には大豆栽培を休んでいただき、抑止作物を作付し、それをすき込んで土壌づくり、土壌改良を農家

にお願いし、協力をいただいているところであります。

さて、おただしの第1点目の消費拡大、営業戦略であります。近年はケーキ用に利用する客層がふえてきましたが、まだまだ村内での利用は足りないものと思っています。みそ、しょうゆはどうしてもなじみの商品がありまして購買につながらないのが伸び悩みの一つの要因でもあります。しかし、内需拡大を図るためには地道な売り込みとPR活動が必要であると思います。また、高齢者向けの移動販売等も視野に入れた検討も必要になっています。近隣町村においては、JA石川古殿店舗などでの販売協力をいただいております。今後はこれらを足がかりに販路拡大を図ってまいりたいと考えています。また、即効的な内需消費としては、職員初め議員各位の購買による広がり期待を寄せているところであります。改めてご協力をお願いするところであります。

また、加工場の責任としても、消費者が食べたいと思う、利用したくなるような商品の開発を指示しているところであります。

2点目の、販売拡大等の民間企業の活力の導入に関しましては、ご意見のように企業の専門性のセールス、PRも大変有効であると考えますので、アドバイザーなどの導入も含めて今後の検討とさせていただきたいと思っております。

なお、販売拡大や広報活動については、風評被害の払拭を含め、ふるさと産品の首都圏への販売、アピールを継続展開し、東京農大、東京鮫川会を初め、東京目黒区、北区等の友好団体、地域の力添えをいただきながら本村の特産品を発信、そしてアピールしていきたいと思っております。人脈を築きながら、頼りながらお世話になり、地道な努力を基本に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、3点目の質問です。

農産物の全てが食生活に欠かせない重要なものでありますが、特に村では健康によい成分が含まれている大豆、エゴマ、キクイモ等の生産を推進しているところであります。また、その農産物を加工した食品は、全国的に健康食品会社などの企業や農産物加工施設、各自治体などで多くの商品が開発され、販売されているところであります。

村独自に健康モニター制度を活用し、効能、効果の立証を図りアピールするというご提案ですが、その方法も販売戦略の一つと考えますが、人が口から摂取するものは食品衛生法と薬事法により全て食品と医薬品に分類され、食品はたとえ事実であっても医薬品的な効能、効果を標榜することはできないと規定されております。効能、効果があるとして製造販売すると薬事法違反になるなど、さまざまな制約があるようでございますので、効能、効果の立

証されたものの活用が課題になるのではないかと考えます。大豆などの農産物の効能、効果につきましては、たびたび議員の皆様も耳にしたいと思います。また、食物に関する書籍やインターネットでござんいただくと特徴や効能をよく知ることができるのではと思います。

議員がお見通しのとおり、モニターの参加条件整備や分析等、さらに効能の立証条件など科学的な数値が求められるのではないかと恐れ、その企画の段階から有識者の知識、分析においては研究者などの専門家の人材確保や、専門機関などへの委託等が必要とされるのではないかと予想します。健康モニター制度を活用し、独自の効能、効果が得られ差別化を図ることができれば有効な手法であるとは思いますが、今後の施策の中で検討を重ねていきたいと考えます。

食生活による村民の健康管理への所見であります。近年の少子高齢化社会、経済情勢等に伴うライフスタイルの変化を背景に、さまざまな食品や食に関する情報があふれる中、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向、食に関する感謝の念や理解、判断力の低下などの問題に加え、食の安全性や海外依存など多くの問題が生じております。食育基本法では、国民が生涯にわたって健康で豊かな人間性を育むため、食に関する知識と食を選択する力を習得し健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を国民運動として推進することが記されています。

このことを踏まえまして、全ての村民が心身の健康を確保し、生涯にわたってまめで達者で生き生きと暮らすことを基本に、特に未来ある子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけるために健全な食生活の実践は重要であり、大人自身もその食生活を見直し、高齢者になっても健康に過ごせるよう、平成22年に食育から広がるまめで達者な人づくり、健康づくり、鮫川村食育推進計画を策定しているところであります。

その施策の方向性として、まず、食を通じた健康の増進と豊かな心の形成、2つ目に、食に対する感謝の念と理解、3つ目に、子供の食育にかかわる保護者、関係者等の連携した指導と食育の実践、4つ目に、食に関する体験活動と食育推進運動の実践、5つ目に、地域に根ざした食文化の継承、最後に、健全な食生活の実践のための情報の収集と提供の6項目について示し、目標を設定しております。また、家庭、こどもセンター、学校、食生活推進員の皆さん、学校給食センターなどにその取り組みをお願いしているところであります。

栄養、食生活は生命を維持し、健康で幸せな生活を送るために必要不可欠の営みです。食生活の習慣によって生活習慣病の発症や進行を防ぐとともに、単なる長寿でなく健康寿命を伸ばすことを目指していく必要があります。そのために村では、生活習慣の改善、とりわけ

食生活の改善が重要であると考え、一般の健康な方には厚生労働省及び農林水産省による食事バランスガイドなどを活用しましたバランスのよい食生活の指導を、特定保健指導に当たっては、その症状に合った健康増進法の食事摂取基準により栄養指導等に努めているところでもあります。

以上でお答えとさせていただきます。農産物加工品の消費拡大と、健康モニターについての関根議員への答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 大楽村政3期目のちょうど半ばであります。農業振興を図りながら「まめで達者な村づくり」というテーマを掲げて、非常にわかりやすいテーマでありますし、また、健康への効果の豆だけでなく人間のまめさ、また、村の細かな気遣いとかそういったものまで含めてのまめさ、大切なことだと思います。

3.11以来、まぎれもなく首都圏における消費がストップいたしました。当然、買い支えしていただける支援の方はいらっしゃいますが、ほぼ、我々もエゴマ商品を扱っておりますけれども、中央の首都圏の方々の注文はゼロに近くストップしてまいりました。豆も同じかと思えます。対外的な方々にアピールをするのが1つであろうと思っておりますけれども、逆に①で質問した趣旨は内需拡大、要するに、鮫川村をよく知っていただける方、近隣町村の方々、また、同じ苦しみをしている方、こういった方に焦点を当てて、村が真面目につくっている、安全であるという大豆やエゴマやキクイモ等々のPRをすべきかなということでご提言をさせていただきますながらの質問であります。

村には、鮫川村出身の東京鮫川会の方々と、また、ファンクラブの方々がおられます。こういった方々の力もおかりして消費拡大が図られていると思っております。現在、手・まめ・館から発信しているこういった方々へのふるさと宅配便、こういったものの効果、どのくらい現在伸び率があるのかどうか。数字でなくても結構ですけれども、そういった鮫川村の事情をよく知っている方々の消費関係、それから、東京農大等々も含めたそういった大学の連携との関係の消費の状況、これについてご見識をひとつお願いしたいなと思っております。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大楽勝弘君） まず、物販関係は、特に毎月東京農大で、四谷のほうに行って販売しておりますし、東京は、ストウハルオさんの関係では目黒区の、これは年2回か、そういった販売、東京鮫川会ではイベントとかに行つての販売ということになりますが、東京鮫川会の人たちはふるさとを思うところが強い人たちで、いろいろな面でご協力をいただいております。

ます。特に目黒区のストウハルオさん、この人は土建業関係なんです、そういった土建業の組合の総会なんかにも来てはどうだという声もかかっています。

ただ、物は売れるんですけども、かかる費用が大変なんです。30万、50万売るのに同じぐらいの費用がかかるとなると、そういった悩みもあります。こういったところは今度の原発風評払拭のそういう補助金を利用して、旅費とか宿泊費とかをそちらに頼りますと何とか採算が合うのではないかと思います。

特に大豆製品なんかは私たちの健康な生活にとっても欠かせない食品であるということは認識してもらっているんですが、今塩分のとり過ぎとか、おみそ汁なんかは3食じゃなくて今1食ぐらいが普通になっているんですかね。お昼とか夕食には出さなくて朝とか、あるいは夜1食とか、朝はパンとか、そういう食生活の変化もあるようでありまして、なかなか伸び悩みをしているところが現実であります。

その辺、逆に地方、隣接町村に販売をお願いすると、まだまだみその需要なんかはあると思いますが、どうしてもそれぞれ地元の大豆を使った加工品開発を、大豆の加工品開発はしやすいんですかね、みそとかしょうゆは。そういったことで、お互いに競争になるような中であります。当然伸び悩みはしておりますが、日本の食生活に大豆なんかはとても欠かせない材料であるということで、まだまだ、いい商品だけつくれば、これは将来性はあるのではないかと考えています。

ただ、残念なことに今40トンという在庫で、村では約二十五、六トン需要があるんです。ですから、このままの生産でいきますと毎年10トン近く余るんです。そういった積み重ねになったものですから、ことし生産してもらい、また来年から新たな取り組み方、新たな加工品開発ということで取り組んでいただこうという考えであります。なお、詳しくは手・まめ・館からの資料等で商工会のほうにはお知らせしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 40トンという在庫は大変な量だと思いますし、また、エゴマも実質的に1.5トンほど在庫を抱えております。

②番の民間企業の力ということで、村にはホームページがあります。ホームページを見て買っていただける方、当然内外、どちらかといえば村外の方々が多いかと思いますが、このネット販売というのは非常にしたたかなもので、載っけていけば売れるというものでもなさそうであります。仕掛けがあって、こういった画面に出てくるのにはかなりの、かなりというかしたたかなわざがあるらしいです。実際、白河に企業進出したヤフーさん、今あれだけ

の設備投資をしたヤフーさんが、全国で16候補地あった中で白河を選んだと。その担当者が、福島県にお世話になっている以上は地場産をきちんとインターネットに載せてお手伝いをしたいということをおられます。こういったしたたかにネットに載せて売るというのも営業戦略かと思えますし、それなりの勉強もしなくてはならない。こういったインターネットの活用を村長はどのようにお考えなのかということが1つであります。

あともう一つは、県内の量販店は多くありますけれども、ヨークベニマル等で地場産を置くコーナーが実は今設けられております。既に鮫川産の商品が並び始めて1週間ばかり過ぎておりますが、担当者は、真面目な村でつくった真面目なものをきちんとアピールしたいと言っています。鮫川産の豆腐も置きたいとはっきり言っていますけれども、こういった量販店との交渉には確かに交渉事が必要であります。真面目につくった安全なものがきちんと店に並ぶということは、そういった企業も地域に目を向けてきたということでもあります。こういった民間企業の力をかりて、ぜひ40トンという、2トンという在庫をただ寝かすだけでなく、次の営業戦略に村はいち早く目を向けて判断をしていく。新年度、また来年度も豆とエゴマ、キクイモも出てきますので、そういった販売戦略に目を向ける必要があるのではないかとということをご提案させていただきますが、村長のご所見をお聞かせください。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根議員の再質問であります。まず、インターネットでの販路拡大ということでもあります。これはとても有効な手段でありまして、特に鮫川村のような辺地では通りすがりのお客さんはいないんです。わざわざ来なくちゃ鮫川には来られない。そういったお客さんなもんですから、大変販売には苦慮しているところでありますが、こういったネットは全国平等です。ただ、なかなかネットを開くチャンスが、開いてくれるようなネット環境を整えることが難しい。こういったところをぜひお世話になって、村ではヤフーではなくて、手・まめ・館のほうはネットには入っているんです、ただ、なかなか開きにくいんです。そんなことでネット販売はわざわざ見ないのが現状でありますので、そういった指導をいただきながらインターネットの販売にも力を注げれば、鮫川村の不便な地域の解消にはとてもいい販路拡大ではないかと思えます。

あと、議員おっしゃるとおり真面目な村の真面目な商品ということはとても大事なことで、私は直売所のよさは生産者の顔が見えるということが一番の武器になると思うんです。ですから、鮫川の直売所ではせいぜい2割ぐらいの人の商品が売れるんです。そうでない人の商品が何かかわいそうで、本当に気の毒で。私なんかは、申しわけないけれども、ちょっと商

品を見たときに、これは誰の生産だということにこにこして帰ったり、ちょっといいのかなという思いで買ってみたい、そういうこともあります。

ですから、本当に正直な商品が、正直な生産者がきちっと評価される、とてもいい時代になったと思います。村の皆さんには、表面より中身をあけたときにもっと驚くような、中身の濃い、表より下のほうにもっといい品物が入っている、そういう商品の並べ方をしたらどうかというお話をさせていただいております。皆さんがそういった努力で成果を上げている生産者もいるのではないかと思いますので、その辺、真面目な店で真面目な生産者の商品を載せた店にお世話になるように、商品に、加工品には自信を持って販売していただく、そういった店を目指して努力してまいりたいと思います。

特にヨークベニマルなんかは声をかけてもらうのは大変ありがたいことですから、その期待を裏切らないような商品開発で、商品販売に協力させてもらいたいと考えておりますので、その辺、しっかりと指導をしておきます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 3番のモニター制の導入であります。答弁で言われたとおり食品には薬事法というのがあって、効くという表示はできない、違反であります。表示をなかなかしたくてもできないものがありますし、健康補助食品という扱いになってしまいます。しかしながら、村長が今配付されたこういう医学博士といいますか専門家の所見によっても、大豆等にあってはイソフラボンが非常に効果があるということは研究者の学術的な論文等々にも出されておりますが、このモニター制を導入してどのように体質が変わったか、本人の自己申告、それから専門医師の検査結果、こういったものが表に出れば、効くとか効かないということよりも効果をきちんと表にアピールすることができるということでもあります。

1つは、堆肥センターの敷地内にある東京農大の研究棟、これは土壌とか農作物の研究かと思われませんが、ああいった大学との連携をとりながら、医学関係の学生たちとか、大学との連携で摂取による効果等の研究、こういうのもあわせて、せつかくのパイプがある我が村でありますから、そういった大学との連携でこういった効果を立証することができないかどうか、村長のお考えをひとつお聞かせください。

最後になりますが、村づくりは間違いなく商品だと言われております。ただ売ればいいということじゃなくて、売るということによって売れるようなアイデアを出す、それから知恵を出す、そして村民が1つになって汗を流すということで、人づくりの手段だと思います。村長みずからトップセールスをして、村長の顔をきちんと農産物の前に出して、我が村の自

信のあるものをこうやって売るといふ、そういうトップセールス、当然これは必要なことでもあるし、これからインターネットとか直売所、さまざまところで売るときにも表示、村長のにこやかな顔写真を入れて、そして安全なものを安全に売るといふような、そういうトップセールスも必要かと思ひます。

2点あわせてお聞かせいただひて、私の一般質問を終わりたいと思ひます。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず最初の、東京農大とせつかく連携協定をしているわけですから、東京農大も食品科ぐらひはあるんです。その辺で大豆あるいはエゴマ等を食べることによつての人間の体への効能とかといふのはどうだべなといふ、そういう相談はさせていだきたいと思ひます。こういったことは学生自身にもとても大事であらうと思ひますんで、その辺氣をつけて考えさせていだきます。

私のトップセールスですが、もう当然これは必要なことでもあります。ただ、商品がいまいち、自信を持ってたくさん提供できるといふのが数少ないんですね。もうちょっと皆さんと相談しながら、新しい商品開発はなかなか容易ではないんです。今はご承知のとおり、みそとしょうゆと、あとはきな粉、そしてエゴマのほうは健康食品のサプリメントのエゴマイン、最近はトウガラシも出ました。こういった中での販売になります。

もう一つインパクトの強い商品開発できないかなと、今いろいろ考えているところではありますが。きな粉なんか私はとても健康にはいいと思ひますけれども、なかなかなじみが少ないんです。きな粉をコーヒーがわりに飲むといふ、そういう文化がないんです。その辺です。あとは、豆乳なんかもそうなんですけれども、鮫川の豆乳はとても、無農薬栽培でといふことでアピールしているんですけれども、これもまた容易ではありません。

ただ、連作障害が出たといひますのは、化学肥料を使つていたんです。ですから、こういった高冷地の農業ですから、平場との差別化した農業といふのは、やはり農薬あるいは化学肥料に頼らない農業だと思ひます。こういった本物の有機栽培で栽培された大豆で豆腐あるいは豆乳あるいはきな粉とかがしっかりと確立さえできれば、私はエコファーマーではだめだと思ひます。エコファーマーのエコぐらひはどこの地方でもやつているんです。有機栽培までいかないと。有機栽培といふのは、やっぱりエコの栽培を始まつて5年は必要なんです。普通の土壌でエコ農業に切りかえて、エコファーマーで5年やつて、あと5年ぐらひで有機農業に変えられる。そういったことで、急に来年から有機農業といふことはなかなか土が言ふことを聞いてくれませんし、作物も言ふことを聞いてくれなひと思ひます。堆肥セ

ンターをまず稼動しました。この堆肥センターを上手に利用して、5年間ぐらいはエコファーマーで推進し、あと5年後には本当に有機栽培を目指していきたい。

今、鮫川村で有機栽培をやっている農家は5軒ほどございます。この人たちの物は違います。米にしる野菜にしる、エコファーマーの農家と比べますと食味も違います。こういった農業を育てれば、私がトップセールスできる、村長がみずから大いばりで有機栽培の野菜だよ、米だよ、大豆だよと訴えることができると思います。こういったものがちょっと今少なくて、村長行って売ってこいと言われたときに、本当に売っていいのか、有機農家は何軒いるんだということになるんです。ですが、大丈夫です。5年も過ぎれば必ず有機農業に切りかえられる土壤ができると思います。こういったことで期待をしながら農業を支援していきたいと思いますので、お答えとさせていただきます。

○8番（関根政雄君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（前田三郎君） これで一般質問を終わります。

---

◎報告第2号～報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（前田三郎君） 日程第4、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてから、日程第6、報告第4号 白河地方土地開発公社の経営状況についてまでの3件を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本件について報告を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、報告第2号から報告第4号までの3件につきましてご説明を申し上げます。

初めに、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページから2ページをごらんください。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成24年度鮫川村繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

繰越事業の詳細は2ページの一覧表のとおりであります。

太陽光発電設備事業4,069万3,000円ほか6事業で、翌年度繰越額の合計は3億7,427万3,000円であります。それぞれ事業の繰越理由についてはさきの議会で説明いたしましたので、繰越理由についての説明は省略させていただきます。平成25年度中に全事業が完了するよう工程管理に万全を期すものであります。

次に、議案書の3ページから4ページをごらん願います。

報告第3号 事故繰越し繰越計算書についてご説明を申し上げます。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成24年度鮫川村事故繰越し繰越計算書を報告するものであります。

4ページをごらんください。

翌年度繰越額は、村道遠ヶ竜戸草線改良事業2,483万6,000円、過年度土木施設災害復旧費1,547万7,000円の2件で、翌年度繰越額の合計は4,031万3,000円であります。この2件の工事においては平成25年3月末を工事期限としておりましたが、工事で使用するコンクリート2次製品が入手困難となり、事故繰り越したものであります。村道遠ヶ竜戸草線については4月19日に完成しました。過年度災害復旧費は2件の工事で、4月30日と5月17日にそれぞれ工事は完了しております。

次に、議案書の5ページから12ページをごらん願います。

報告第4号 白河地方土地開発公社の経営状況についてご説明申し上げます。

本報告は、鮫川村が出資している白河地方土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により説明書類を議会に提出するものであります。24年度の事業報告及び決算報告は議案書に添付した資料のとおりであります。

以上で報告第2号から第4号までの説明とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号から報告第4号までの報告を終わります。

---

◎議案第53号、議案第54号の上程、説明、質疑、採決

○議長（前田三郎君） 日程第7、議案第53号 専決処分の承認を求めることについて及び日程第8、議案第54号 専決処分の承認を求めることについての2議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

[議会事務局長朗読]

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第53号及び議案第54号の2議案につきましてご説明申し上げます。

議案書の13ページから14ページをごらん願います。

初めに、議案第53号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

鮫川村税特別措置条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により平成25年3月29日に専決処分しましたので、承認を求めるものであります。

改正の主な内容は、青色申告を提出する個人または法人の製造業において、取得価格が2,700万以上の特別償却設備等にかかわる固定資産税の課税免除の特例を2年間延長するものであります。

次に、議案第54号 専決処分の承認を求めることについてのご説明であります。

議案書の15ページから18ページ、事項別明細書の1ページをごらんください。

平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の案件であります。

後期高齢者医療広域連合納付金の精算により5万8,000円の負担金が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成25年3月29日に補正予算の専決処分をしたものであります。同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上で議案第53号から54号の説明とさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

専決処分の議案でありますので、討論を省略いたします。

これから議案第53号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（前田三郎君） これから議案第54号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第55号～議案第59号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第9、議案第55号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から、日程第13、議案第59号 鮫川村国民健康保険高額医療費資金貸付条例の廃止までの5議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第55号から議案第59号までの5議案につきましてご説明申し上げます。

議案書の19ページをごらん願います。

議案第55号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

鮫川村情報公開・個人情報保護審査会条例の規定により、公文書開示請求に対する村長の決定に対して異議申し立てが行われた場合に情報公開・個人情報保護審査会を置くこととされております。このような場合に備えて審査会委員に委嘱する委員のうち特に専門的な知識

を有する弁護士、大学教授などの報酬額を規定するための改正であります。

次に、議案書の20ページから23ページをごらん願います。

議案第56号 鮫川村税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年4月1日に施行されたことに伴い、鮫川村税条例の改正をするものであります。

改正の主な内容は、個人住民税においては住宅借入金等特別税額控除について適用期限を4年間延長すること、固定資産税においては東日本大震災にかかわる津波等で甚大な被害を受けた家屋及び土地について平成25年度分の課税免除の措置がとられること、地方税の延滞金と還付加算金を国税の見直しにあわせて引き下げるなどであります。

次に、議案書の24ページをごらん願います。

議案第57号 鮫川村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正され、平成25年4月1日に施行されたことに伴い、この法律を引用している村条例において所要の改正を行うものであります。あわせて文言の整理も行うものであります。

次に、議案書の25ページから26ページをごらんください。

議案第58号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

平成25年度の国民健康保険事業を運営する所要額を確保するため、国民健康保険税の案分率などを定める条例を改正するものであります。また、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した場合は、特定世帯として平等割額を最初の5年間2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間4分の1減額する措置を講じた国民健康保険制度の見直しに伴い、特定継続世帯について条例化するものであります。

お手元の国保税関係資料をあわせてごらんいただきたいと思います。

平成25年度の国保税においては、医療給付費分で所得割を0.65%引き下げ、資産割を0.66%に引き下げ、均等割を300円、平等割を400円引き下げ、軽減措置を受けない一般世帯1世帯当たり負担額で749円、1人当たりの負担額で72円の減額となります。後期高齢者支援分では所得割を0.09%引き下げ、資産割を1.01%、均等割800円、平等割500円それぞれ引き上げ、一般世帯で1世帯当たりでは3,482円、1人当たりの負担額では1,915円の増額となります。介護給付費金分では所得割を0.25%、資産割を0.30%、均等割を300円、平等割を100円それ

ぞれ引き下げ、一般世帯で1世帯当たりでは41円の増額、所得額の増により考えられる人、1人当たり負担額では238円の減額となります。

これらの条例改正については5月25日に開催しました第1回鮫川村国民健康保険運営協議会に諮問し、同日付でこの条例の改正案は適当であると皆さんより答申を受けております。

次に議案書の27ページをごらん願います。

議案第59号 鮫川村国民健康保険高額医療費資金貸付条例の廃止についてご説明申し上げます。

高額医療費資金貸付条例は、医療費の自己負担額が高額な場合、被保険者に対し資金を貸し付けることにより安心して医療を受けることができるよう、昭和60年4月1日に施行された条例であります。制度の活用状況を見ますと、平成19年の4月からは国民健康保険限度額適用認定書の交付を受けることにより所得区分に応じた月額限度額が自己負担額となっており、平成19年2月に貸し付けして以来、貸し付けた実績がないことから、この条例を廃止するものであります。なお、この基金の残高320万3,000円余りは鮫川村国民健康保険特別会計事業勘定に編入し、保険給付費支払い準備基金に繰り入れることといたしております。

以上で議案第55号から議案第59号の5議案についての説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

---

#### ◎議案第60号～議案第63号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第14、議案第60号 平成25年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）から、日程第17、議案第63号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更についてのまでの4議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第60号から議案第63号までの4議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第60号 平成25年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し

上げます。

議案書の28ページから32ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2ページをごらんください。

補正前の予算額29億1,800万円に対しまして、今回5,180万8,000円を増額し、補正後の予算総額を29億6,980万8,000円とするものであります。

歳入です。事項別明細書の3ページをごらんください。主なものをご説明申し上げます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、4目教育費国庫補助金、3節社会教育費補助金の社会教育活性化支援プログラム事業費95万3,000円の増額は、村内において引きこもりもしくは働く意欲が持てないなどニート状態になっている若者に対して公民館に相談員を配置し、ニート支援のための実態調査及び自立して社会参加できるよう支援する事業の補助金であります。

14款県支出金、2項県補助金、3目衛生費補助金、1節保健衛生費補助金の除染対策事業交付金事業費2,050万2,000円の減額は、牧草地除染の補助事業が福島県営農再開支援事業に変更されたため、予算を組み替えるものであります。

5目農林水産業費県補助金、1節農林費補助金の東日本大震災農業生産対策交付金1,229万円の減額は、ただいまの説明と同様に除染に係る県補助金事業が変更されるため予算を組み替えするものであります。同節の県産農業PR支援事業費61万円の増額は、村産農産物の販売促進のため首都圏における物産販売事業補助金です。同節の福島県営農再開支援事業費7,200万円の増額は、牧草地除染がこの事業に統合されたことによる補正であります。

3項委託金、2目1節土木費委託金の国県道路維持補修業務費180万円の増額は、労務単価引き上げによる道路除草委託金の増額であります。

16款1項寄附金、1目総務費寄附金、1節地域振興費寄附金のふるさとづくり寄附金39万9,000円の増額は、元清泉女子大学教授廣部先生からエゴマの栽培奨励のためにと寄附金をいただきました。また、この3月に本村職員を退職しました佐藤文夫氏、北條利雄氏から寄附金をいただいたものであります。

同じく4目1節民生費寄附金30万円の増額は、3月にこどもセンターを退職しました菊地朋子先生、遠藤サト子氏から幼児教育のためにと寄附をいただきまして、計上させていただきました。ご厚意に対し感謝申し上げます。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金の買い物弱者支援事業費880万円の増額は、商工会が事業主体となって実施する買い物弱者支援事業の村負担分を財政調整基金から繰り入れるものであります。同節の定住促進住宅整備事業費1,200万円の増額は、

国の予算枠が大変厳しく補助対象額が事業費の6割となる見込みで、起債対象額も減額となるため、不足する事業費を財政調整基金から繰り入れるものであります。

4ページをごらん願います。

19款諸収入、4項受託事業収入、2目農林水産業費受託事業収入、1節農業費受託事業収入、米の全袋検査推進事業費受託料94万3,000円の増額は、米の放射能検査機器2台の保守点検費用に対する受託収入です。

20款村債です。議案書の32ページの第2表、地方債補正をあわせてごらんください。

1項村債、2目1節過疎対策事業債の定住促進住宅事業債1,090万円の減額は、国の補助対象額が事業費の6割となる見込みのため起債対象額も同様に減額となるための補正です。同節の過疎地域自立特別事業260万円の減額は、起債申請額確定によるものであります。

同じく4目災害復旧事業債、1節公共土木施設災害復旧事業債の過年度公共土木施設災害復旧事業債100万円の減額は、起債申請額確定によるものであります。

5ページをごらんください。歳出です。事項別明細書の5ページです。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、1節報酬の地域おこし協力隊298万8,000円の増額は、農業の6次産業化、空き店舗活用事業などの推進のため、意欲のある都市の若者を募集により誘致し地域おこし協力隊員として委嘱するものであります。本村に居住し地域協力活動に従事してもらおう事業で、2名の若者を募集したいと考えております。これは全額補助事業であります。

歳出のうち、2給料、3職員手当と4共済費の補正は人事異動によるもので、説明を省略させていただきます。

6ページをごらんください。

11節需用費の修繕料260万円の増額は、寄附をいただいた旧鈴野屋住宅を地域おこし協力隊宿舎として利用するため、窓、床、浴室等の修繕を行うものであります。

同目の13節委託料の光ファイバーケーブル支障移転業務262万5,000円の増額は、新宿地内と渡瀬字関下地内においてNTT電柱の移転がとり行われることになり、共架している村所有の光ファイバーケーブルをあわせて移転する業務委託です。同14節使用料及び賃借料の地域おこし協力隊活動用自動車借上料180万円の増額は、車両リース料、2名ですから2台を準備させていただきます。2台で9カ月分の費用であります。

7ページをごらん願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節繰出金の国民健康保険特別会計

事業勘定176万6,000円の減額は、人事異動による国保会計の人件費が減少するため繰出金を減額するものであります。

9ページをごらんください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、19節負担金、補助金及び交付金の自家用水道施設整備事業補助金100万円の増額は、2戸以上の共同水道施設整備に対する補助金を新設したものであります。水源の枯渇などで困っている方に活用していただきたいと考え予算化をいたしました。

6款農林水産業費です。1項農業費、3目農業振興費、8節報償費の大豆振興対策事業報償費58万6,000円の増額は、大豆加工品の消費拡大PRのため、6月の納税表彰式、納税組長会議において村内各世帯に達者のしょうゆ1リットルを配付したいと考えております。同13節委託料の除染対策交付金業務1,916万4,000円の減額は、牧草地除染の補助事業が福島県営農再開支援事業に変更になったため予算を組み替えるものであります。同節の東日本大震災農業生産対策交付金業務1,229万円の減額も同様の理由であります。同節の福島県営農再開支援業務7,000万円の増額は牧草地除染の事業名を変更して組み替えた後の補正です。除染面積を当初の53.9ヘクタールから70ヘクタールにふやして実施する計画としております。同節の全袋検査用機器保守業務94万4,000円の増額は、検査機器2台の保守点検料です。

11ページをごらんください。

7款1項商工費、1目商工業振興費、19節負担金、補助及び交付金の買い物弱者支援事業費補助金881万9,000円の増額は、村商工会が実施主体となる事業で、総事業費2,657万6,000円のうち国庫補助金が3分の2交付されます。残りの3分の1が村からの補助ということであります。3分の1村で補助する事業であります。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、13節委託料の国県道路維持補修業務181万5,000円の増額は、労務費単価が上昇したことによるものであります。

3項住宅費、2目住宅建設費、15節工事請負費の定住促進住宅建設工事費600万円の増額は、工事設計単価の労務費が引き上げ改正になるため請負費が増額となるものであります。このため住宅建築の予算は補正前の7,500万円から8,100万円となります。

13ページをごらん願います。

10款教育費、5項社会教育費、2目公民館費、7節賃金の臨時雇用賃金176万2,000円の増額は、ニート支援相談員及び施設管理員の賃金です。

6項保健体育費、2目体育施設費、17節公有財産購入費の屋外多目的スポーツ施設敷地19

万6,000円の増額は、平成24年度に買収できなかった1筆316平米の相続登記が完了したため、今回補正により買収するものであります。

次に、議案第61号 平成25年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書の33ページから35ページ、歳入歳出補正予算書事項別明細書では18ページをごらん願います。

初めに、事業勘定です。

補正前の予算額4億7,034万1,000円に対しまして、今回646万円を増額し、補正後の予算総額を4億7,680万1,000円とするものであります。

今回の補正は議案第58号の国民健康保険税条例改正による補正が主なものであります。

事項別明細書は19ページをごらん願います。歳入です。

歳入1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分は1,310万8,000円を減額補正します。同じく2節後期高齢者支援金分現年課税分は261万4,000円の減額であります。同じく3節介護給付金分現年課税分は124万8,000円の減額であります。国保税の算定において保険給付費支払準備基金から2,411万8,000円を取り崩すことにより、昨年とほぼ同額の税額としたものであります。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金の事務費176万6,000円の減額は人事異動によるものであります。

2項基金繰入金、1目保険給付費支払準備基金繰入金2,411万8,000円の増額は、保険税減額補正及び保険費補正分を基金から繰り入れるものであります。今回の取り崩しにより支払準備基金は当初23年度の繰越金では6,000万あったんです。今度は1,300万。ですが大丈夫です。暮れには4,000万ぐらいにはなりますから。今のところ支払準備基金は1,367万6,000円となります。

歳出の補正です。20ページをごらん願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料121万3,000円の減額は人事異動によるものであります。

11款1項1目予備費822万6,000円の増額は、医療給付費支払い等に備えるため予備費を補正前30万から補正後852万6,000円に増額するものであります。

次に、直診勘定です。事項別明細書の23ページをごらんください。

歳出補正のみで、予算額7,340万に変更はありません。

歳出においては、1款総務費の3節職員手当7万円3,000円の増額分を4款予備費から充当するものであります。

次に、議案第62号 平成25年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）についてのご説明です。

議案書の36ページから37ページ、事項別明細書は26ページをお開きください。

歳出の補正のみであります。予算額1,369万に変更はありません。

歳出において、1款総務費の14節使用料及び賃借料1万4,000円の増額分を4款予備費から充当させていただきます。

次に、議案第63号 白河地方広域市町村圏整備組合格約の変更についてご説明申し上げます。

議案書の38ページです。

地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布、施行され、障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い引用する法律の名称等を整理するため、地方自治法第286条第1項の規定により白河地方広域市町村圏整備組合格約の変更に関する協議について、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で議案第60号から63号までの4議案の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

あしたは各常任委員会で議案調査、7日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時19分）

第 3 回 定 例 村 議 会

( 第 2 号 )

## 平成25年第3回鮫川村議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成25年6月7日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第55号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
質疑、討論、採決
- 日程第 2 議案第56号 鮫川村税条例の一部を改正する条例  
質疑、討論、採決
- 日程第 3 議案第57号 鮫川村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例  
質疑、討論、採決
- 日程第 4 議案第58号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
質疑、討論、採決
- 日程第 5 議案第59号 鮫川村国民健康保険高額医療費資金貸付条例の廃止  
質疑、討論、採決
- 日程第 6 議案第60号 平成25年度鮫川村一般会計補正予算(第1号)  
質疑、討論、採決
- 日程第 7 議案第61号 平成25年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
質疑、討論、採決
- 日程第 8 議案第62号 平成25年度鮫川村交流施設特別会計補正予算(第1号)  
質疑、討論、採決
- 日程第 9 議案第63号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更について  
質疑、討論、採決
- 日程第10 議員派遣について
- 日程第11 陳情について  
陳情第 1号 国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求

める陳情

審査結果の報告、質疑、討論、採決

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議第4号 国に対し、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した  
損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措  
置を求める意見書の提出について

上程、説明、質疑、討論、採決

---

出席議員（11名）

1番	岡部	明君	2番	宗田	雅之君
3番	前田	雅秀君	6番	蛭田	武彦君
7番	星	一彌君	8番	関根	政雄君
9番	山形	郁夫君	10番	早川	正博君
11番	前田	武久君	12番	坂本	忠雄君
13番	前田	三郎君			

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂	勝弘君	副村長	白坂	利幸君
教育長	奥貫	洋君	総務課長	芳賀	亨君
企画調整課長	石井	哲君	住民福祉課長	鈴木	眞理子君
農林課長 兼任農業委員会 事務局長	本郷	秀季君	地域整備課長	近藤	保弘君
教育課長	小松	毅君			

---

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	増谷	隆夫	書記	渡邊	敬
------	----	----	----	----	---

---

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

○議会事務局長（増谷隆夫） 昨日6月6日、福島県町村議会議長定期総会のため、議長が福島市に出張いたしました。ここで、副議長より報告があります。

○副議長（坂本忠雄君） 自治功労者の表彰の報告を行います。

昨日6月6日に開催されました福島県町村議会議長会定期総会において、町村議会議長として6年以上在職し功労のありました鮫川村議会議長、前田三郎さんが、自治功労者として表彰を受けました。おめでとうございます。

以上で報告を終わります。

○議会事務局長（増谷隆夫） 以上であります。

○議長（前田三郎君） これで諸般の報告を終わります。

---

◎議案第55号～議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第1、議案第55号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から日程第5、議案第59号 鮫川村国民健康保険高額医療費資金貸付条例の廃止までの5議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第56号 鮫川村税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第57号 鮫川村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第58号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第59号 鮫川村国民健康保険高額医療費資金貸付条例の廃止を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第60号～議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第6、議案第60号 平成25年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）から日程第8、議案第62号 平成25年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）まで3議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号 平成25年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第61号 平成25年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第62号 平成25年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第9、議案第63号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議員の派遣について

○議長（前田三郎君） 日程第10、議員の派遣についてを議題といたします。

本件は会議規則第122条の規定に基づき町村議会広報研修会に議員の派遣を決定しようとするものでございます。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣についてはお手元に配付しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、この際お諮りします。

ただいま議決いたしました派遣の内容について、諸般の事情により変更する場合には議長に一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

---

◎陳情について

○議長（前田三郎君） 日程第11、陳情についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました陳情第1号 国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める陳情についての審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、前田武久君。

○11番（前田武久君） 陳情審査結果報告をいたします。

事件名、陳情第1号 国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める陳情。

審査の経過。総務文教常任委員会に付託された本陳情については、6月6日午前10時から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定しました。

理由。東京電力福島第一原子力発電所事故は、かつてない未曾有の大事故であり、生活基盤を根こそぎ奪われ、経済的、精神的にも困難な状況が続いており、先の見通せない被害をこうむり続けている3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書の提出を採択いたしました。

少数意見の留保なし。

本委員会において上記のとおり決定したので、報告をいたします。

以上。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから陳情第1号 国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める陳情についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで暫時休議いたします。

（午前10時14分）

---

○議長（前田三郎君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午前10時15分）

---

◎日程の追加

○議長（前田三郎君） お諮りします。

ただいま発議第4号 国に対し、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書の提出についての1議案が、11番、前田武久議員から所定の賛成者を得て提出され、議長において受理しました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

---

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第1、発議第4号 国に対し、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） ただいまの議案は、さきの日程における陳情の採択により提出されたものでありますから、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略いたします。

これから発議第4号 国に対し、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（前田三郎君） 報告いたします。

議会運営委員長、関根政雄君から、次期議会の会期日程等に関する事項について、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。

ただいま報告いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第3回鮫川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前10時23分）

上記会議次第は事務局長増谷隆夫の記載したものであるが、  
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成 年 月 日

議 長 前 田 三 郎

署 名 議 員 関 根 政 雄

署 名 議 員 山 形 郁 夫